

装官人第1539号
28. 2. 3
一部改正 装官人第15982号
令和6年8月30日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官 殿
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛技監
(公印省略)

防衛装備庁の技術表彰に関する運用要領について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

記

1 目的

この運用要領は、防衛装備庁の表彰等について（通達）（装官人第49号。27. 10. 1）（以下「通達」という。）第2項第3号に基づく賞詞を授与するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の意義

通達第2項第3号ウの技術管理報告等の論文とは、装備品等の研究開発に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第37号）（以下「訓令」という。）第21条に規定する技術管理報告又は技術管理報告に既に同一趣旨の内容が報告されている部外発表論文をいう。

3 表彰の対象となる事項

通達第2項第3号の事項については、ア及びイは文書により内容が確定している

もの、ウについては、訓令第 2 1 条の報告が完了した技術管理報告を表彰の対象とする。

4 評価要領

評価は、別紙第 1 又は別紙第 2 の技術的評価基準に基づき、別紙様式第 1 又は別紙様式第 2 の技術的評価票により行うものとする。

技術的評価の事項（通達第 2 項第 3 号ア及びイ関係）

評価項目	評価内容	評価内容の補足説明
着想の優劣	技術的に斬新で、かつ、優れた着想であるか否かの評価を行う。	着想とは、特許法・実用新案法に定める発明・考案に結びつくような着想のみを指すのではなく、例えば、公知の技術を組み合わせ、適切な用法として応用するような着想であっても、技術的に優れたものであれば対象とする。
技術の水準	達成した技術の水準、着想を技術的に実現する為に克服した技術的な困難さ及びそれを解決するため採用した方法の適否の評価を行う。	実際に採用した方法より適切な方法が他になかったかどうかを考慮に入れる。
実用価値	実用に供し得るものであるか否かの評価及び技術的波及効果の評価を行う。	装備品等の質的向上に貢献するものかどうか、部隊運用によい影響をもたらすものかどうか、従来国産できなかった装備品等の国産化を可能にするための技術上の成果があったかどうか（装備品等の質的向上が認められるものに限る。）、又は技術研究開発の質的向上若しくは効率的な実施等に効果をもたらすものであるかどうかを考慮に入れる。 なお、実用価値の評価を行うに当たっては、経済的効果については、考慮に入れない。

技術的評価の事項（通達第 2 項第 3 号ウ関係）

評価項目	評価内容	評価内容の補足説明
着想の優劣	技術的に斬新で、かつ、優れた着想であるか否かの評価を行う。	着想とは、特許法・実用新案法に定める発明・考案に結びつくような着想のみを指すのではなく、例えば、公知の技術を組み合わせ、適切な用法として応用するような着想であっても、技術的に優れたものであれば対象とする。
将来の装備品又は学術的な面への波及効果あるいは貢献度	理論構成やデータ解析等の成果が中長期的な視点から見て装備品等の開発や学術発展に与える波及効果あるいは貢献度を評価する。	研究の成果が現時点では直ちに装備品開発に反映されるものでなくても、中長期の視点で判断して、装備品開発に有効な基礎技術若しくはコスト面、安全面等を改善させる副次的な技術又は学術的分野に及ぼす波及効果あるいは貢献度について考慮する。

別紙様式第 1

件名：一連番号 技術的評価票（通達第 2 項第 3 号ア及びイ関係該当事案）

専門委員番号

			評価点記入欄						
			推奨に 値する (5点)	特に優秀 (4点)	優秀 (3点)	優れている (2点)	普通 (1点)	左記以外 (0点)	意見 (評価理由)
1	着想の優劣	技術的に斬新か、							
		優れた着想か、							
2	技術の水準	達成した技術の水準							
		着想を技術的に実現する為に 克服した技術的な困難さ							
		着想を技術的に実現する為に 克服した技術的な困難さを 解決するために採用した 方法の適否							
3	実用価値	実用に供し得るものか、							
		技術的波及効果							
総合評価		総得点 点							
備 考		※第1級賞詞 防衛大臣が、第2級～第5級賞詞 防衛装備庁長官がそれぞれ表章権者となっている。 各専門員が評価した平均点を※得点対照表に照らし合わせ、賞詞区分決定の参考とする。							

*得点対照表

第1級賞詞	第2級賞詞	第3級賞詞	第4級賞詞	第5級賞詞
33.25点以上	28点以上	21点以上	14点以上	7点以上

別紙様式第 2

件名：一連番号 技術的評価票(通達第 2 項第 3 号ウ関係該当事案)

専門委員番号

			評価点記入欄						
			推奨に 値する (5点)	特に優秀 (4点)	優秀 (3点)	優れている (2点)	普通 (1点)	左記以外 (0点)	意見 (評価理由)
1	着想の優劣	技術的に斬新か、							
		優れた着想か、							
2	将来の装備品又は 学術的な面への 波及効果あるいは 貢献度	装備品等の開発に与える 波及効果あるいは貢献度							
		学術的な面への波及効果 あるいは貢献度							
総合評価		総得点 点							
備 考		※第1級賞詞 防衛大臣が、第2級～第5級賞詞 防衛装備庁長官がそれぞれ表章権者となっている。 各専門員が評価した平均点を*得点対照表に照らし合わせ、賞詞区分決定の参考とする。							

*得点対照表

第1級賞詞	第2級賞詞	第3級賞詞	第4級賞詞	第5級賞詞
19点以上	16点以上	12点以上	8点以上	4点以上